

環境・安全に関する規制

PRTR

(環境汚染物質排出・移動登録)その2

Regulations on Environmental Protection

- PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) PART 2 -



品質・環境本部
橋本定明
Sadaaki
HASHIMOTO

1. はじめに

化学物質は非常に有用なものであるが、人の健康や生態系に対して潜在的に有害な影響を及ぼすものも少なくない。このため、化学物質の環境リスクを適切に管理することが重要であり、その手法としてPRTRが現在国際的に注目されている。OECDは1996年に加盟各国に対してPRTRの導入に取り組むよう勧告し、これまでに米国、カナダ、英国、オランダにおいて制度化されている。

日本ではOECDの勧告を受けてPRTR導入に向けた検討を進めることとし、平成9年度から環境庁によるPRTRパイロット事業が実施されている。その結果を踏まえて、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が制定され、平成11年法律第86号で公布された。

以下に同法律(以下、PRTR法と略す)の内容について概説する。

2. PRTRとは

PRTRはPollutant Release and Transfer Registerの略で、「環境汚染物質排出・移動登録」と訳されている。PRTRとは、国や一定の地域において環境汚染のおそれのある有害な化学物質がどのような発生源からどの程度環境中に排出されているか、また廃棄物となっているかというデータをまとめた目録(データベース)をいう。また時には、これら目録を作成し公表する仕組み全体を指す場合もある。

PRTRの仕組みは、当該事業者が調査対象環境汚染物質の大気、水域、土壌を経由しての環境への排出量および廃棄物としての移動量を算出して報告し、行政はこれらデータを収集・整理して一般に公表するものである。結果を公表することによって排出削減に向けた関係者の行動を促すとともに、その結果に基づいて化学物質の環境リスク対策を推進することで、環境リスクの全体的な低減を図るものであ

る。

環境庁のPRTRパイロット事業および産業界のPRTR自主的活動の内容については前号(塗料の研究No.132、p.43~48)を参照されたい。

3. PRTR法

3.1 法律の目的

化学物質による環境汚染の未然防止に関する国民の関心が急速に高まっており、また環境の保全に係わる化学物質の管理に関して国際的な協調をはかる必要がある。このため、事業者および国民の理解の下に有害性が判明している化学物質について、それによる人体等への悪影響との因果関係の判明の程度にかかわらず、環境への排出等の把握・届け出(PRTRの実施)並びに事業者による化学物質の性状および取扱いに関する情報の提供(MSDSの交付)を義務付ける。これにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

3.2 対象物質

PRTR法では人の健康を損なうおそれがある等の性状が確認されており、環境中に存在する物質を対象としている。対象物質を第1種と第2種に区分し、「環境に広く存在が認められている物質」を第1種、「環境に広く存在が見込まれている物質」を第2種として指定する。対象はこれら化学物質単体のみならず当該物質を一定基準値以上含有する混合物についても対象にしている。

物質の選定および含有量基準値は今後各審議会の意見を踏まえて2000年3月末までには政令で定められる予定になっている。

環境庁の平成10年度PRTRパイロット事業では176物質について含有量1%以上を対象としている。これらの内容が今後の選定のベースになるものと思われ、第1種は200~

300種、第2種が200～300種、合計で400～500種が指定されるともいわれている。表1にPRTR法対象物質の分類を示す。

3.3 対象事業者とその責務

対象事業者は以下に区分される。

1) 第1種指定化学物質等取扱事業者

第1種指定化学物質および当該物質を基準値以上含有する混合物を製造・使用・取り扱う事業者であれば、製造業・非製造業を問わず対象となる。当該事業者はPRTR対象事業者となり、環境への排出量および移動量を把握して届け出ることが義務付けられる。

なお、対象事業者は業種・従業員数・取扱量等で一定の裾切りがされる予定であり、裾切り条件は2000年3月末までには政令で定められことになっている。

2) 指定化学物質等取扱事業者

第1種および第2種指定化学物質をあわせて指定化学物質と称し、これらを取り扱う事業者が指定化学物質等取扱事業者となる。当該事業者は指定化学物質および当該物質を基準値以上含有する混合物を他の事業者に譲渡あ

るいは提供するときは当該化学物質の性状および取扱いに関する情報の提供(MSDSの交付)が義務付けられる。この場合、第1種のような裾切りはなく、取扱事業者全てが対象となる。図1にMSDS交付の代表的な流れを示す。

3.4 排出量等の届出

PRTR対象事業所は、物質ごとに1年間の大気・土壌・水域への排出量および廃棄物としての移動量を各事業所ごとに集計し、各事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。届け出を怠ったり、虚偽の報告をした場合の罰則規定が設けられている。

なお、届け出にあたって営業秘密に該当することが申請して認められた場合は、物質名に代えて対応化学物質分類名での届け出が可能とはなっているが、認められるケースは非常に少ないと予想される。

3.5 MSDSの交付

事業者が指定化学物質を譲渡あるいは提供するに際し、相手方に対して当該化学物質の性状および取扱いに関する情報提供の手段として、MSDS(Material Safety Data Sheet:化学物質安全性データシート)を交付することを義務

表1 PRTR法対象物質

	指定化学物質	
	第1種指定化学物質	第2種指定化学物質
対象化学物質	有害性があり、広く環境中に存在が認められる物質	有害性があり、広く環境中に存在が見込まれる物質
対象物質の指定	政令で定める (200～300種類?)	政令で定める (200～300種類?)
排出量等の届出	対象	対象外
MSDSの交付	対象	対象

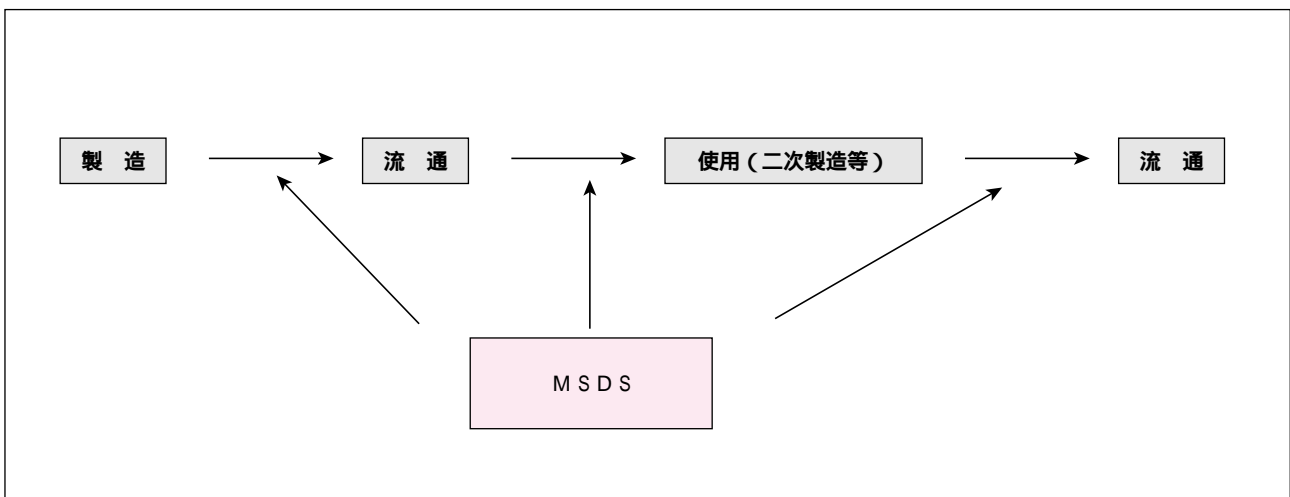


図1 MSDS交付の流れ(代表例)

付けるものである。なお、MSDS情報に変更が生じた場合は速やかに情報更新に努めることも規定されている。

MSDSはPL法の制定に先立って1992および1993年に労働省・厚生省・通産省よりMSDSに関する告示が出され、その後MSDSの交付が普及してきている。しかしながら今後は交付が義務付けられ、しかもMSDSの記載内容からPRTR対象物質の有無および含有量を算出できるものでなければならない。このためMSDSの形式や記載内容についても見直されることになっている。

3.6 情報公開と開示

国は対象事業者より報告されたデータを集計する。またこれとは別に国は家庭・農地・自動車等の移動発生源などから排出される量を推定集計し、これら双方の集計結果を公表することになっている。

なお、住民やNGOなどからの開示請求があれば、有料で個別事業所のデータを開示することになっている。従って国民は特定の事業所のデータを入手することが可能となる。

PRTR法の主な点は以上の通りで、図2にPRTR実施フローを、また法の施行スケジュールを表2に示す。

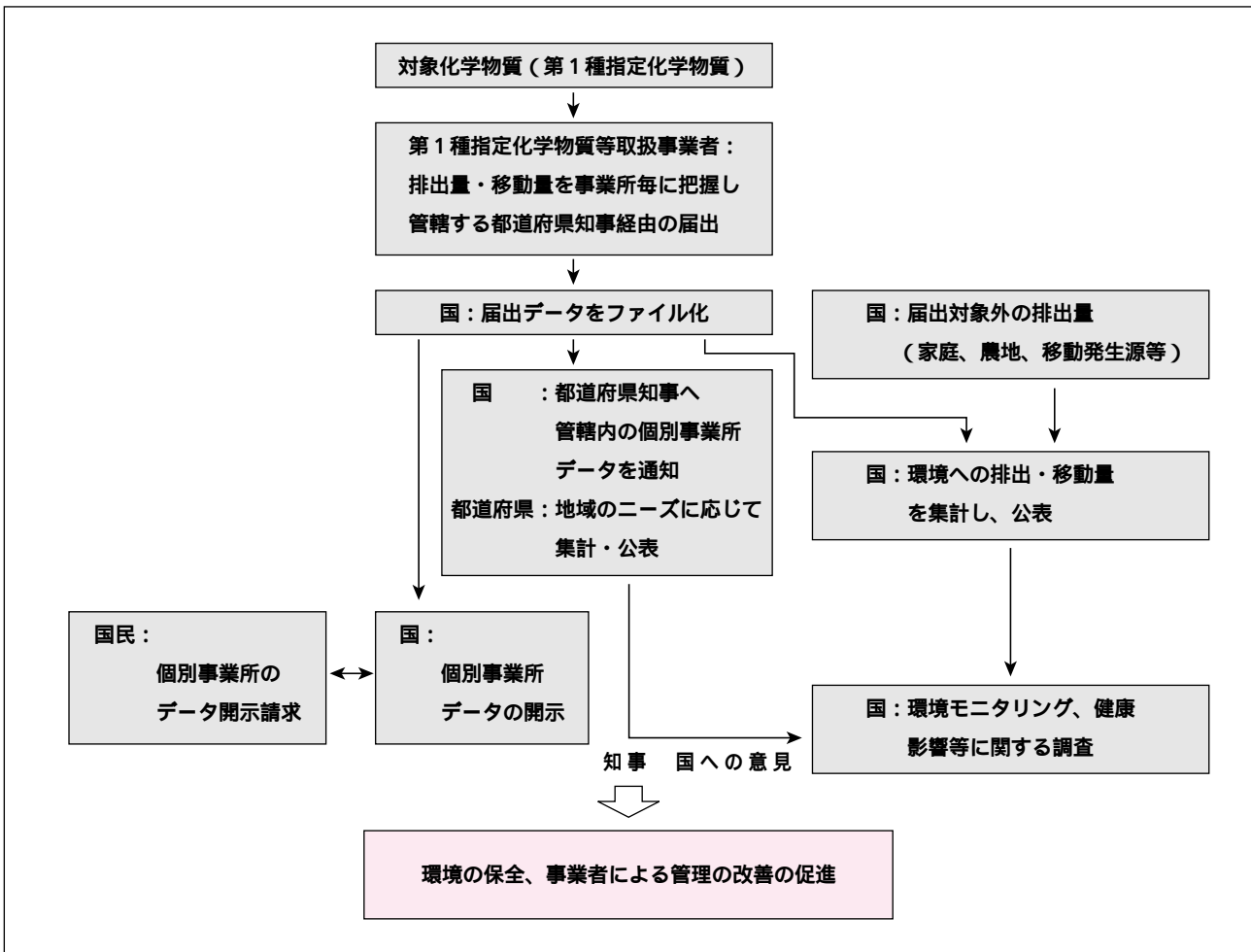


図2 PRTR実施フロー

表2 PRTR法 施行スケジュール（予定）

時期	内容	実施者
1999年7月	法律制定	国：法律
2000年3月末まで	対象物質の選定	国：政令
2000年3月末まで	対象事業者等の決定	国：政令
2001年1月から	MSDSの交付	指定化学物質等取扱事業者
2001年4月～2002年3月	2001年度分排出量等の把握	第1種指定化学物質等取扱事業者
2002年6月頃	2001年度分排出量等の届出	第1種指定化学物質等取扱事業者
2002年夏～秋	2001年度分排出量等の公表・開示	国

4. おわりに

OECDの勧告を受けて、わが国で進められてきた環境庁によるパイロット事業を経て平成11年7月にPRTR法が制定された。その内容は、MSDSの交付とPRTRの実施を義務付けるものである。

MSDSの交付では、従来のMSDSの記載内容に加え、指定される化学物質の含有量を記載する必要がある。企業秘密を理由にベールに包まれたものは許されなくなった。PRTRの実施では、個別事業所の報告データを誰でも入手することが出来るようになる。

今後、化学物質を製造あるいは取り扱う事業者は排出・移動量のデータを把握しその結果に基づいて適正なリスク管理を行うとともに、取扱事業者においては事業活動における指定物質の環境への排出抑制を、また製造業者においては製品中の指定物質含有量の削減に努めて行く必要がある。このような活動を推進することで、環境リスクの低減を図って社会の信頼を確保することが求められている。

5. 参考資料

- 1)官報 第2666号 平成11年7月13日:「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」
- 2)橋本定明:塗料の研究、No.132、p.43(1999)

資料

「環境・安全に関する規制」関係のこれまでの掲載記事紹介

1. 「地球環境問題」への取り組み動向
No.126, p.33 ~ 36 (1996)
2. 「大気汚染防止法」
No.127, p.48 ~ 50 (1996)
3. 「ISO 14001 環境マネジメントシステム」
No.128, p.39 ~ 43 (1997)
4. 「大気汚染防止法(その2)」
No.129, p.45 ~ 48 (1997)
5. 「廃棄物処理法」
No.130, p.43 ~ 47 (1998)
6. 「地球温暖化対策推進法および省エネ法」
No.131, p.41 ~ 44 (1998)
7. 「PRTR(環境汚染物質排出・移動登録)」
No.132, p.43 ~ 48 (1999)

編集委員会より

8回、4年間に渡って掲載してきました「環境・安全に関する規制」は今回をもって一旦終了とさせていただきます。

長い間のご愛読ありがとうございました。